

令和 年 月 日

貝塚市長 様

(モニター申込者) 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

貝塚市省エネナビモニター申込書

貝塚市省エネナビモニター事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。
なお、機器の使用に際しては、定められた使用上の注意事項を遵守します。

記

機器及び付属品リスト	省エネナビ 一式		
	<input type="checkbox"/> 電力センサ <input type="checkbox"/> 表示器 <input type="checkbox"/> ACアダプタ	<input type="checkbox"/> 省エネナビツール キット <input type="checkbox"/> USBケーブル <input type="checkbox"/> 結束バンド(3本)	<input type="checkbox"/> 配線固定具 <input type="checkbox"/> 省エネナビ設置手引書 <input type="checkbox"/> 電気料金設定表
貸出を受ける日	令和 年 月 日		
裏面の注意事項を読み、同意します。		はい・いいえ	

※ご記入いただいた個人情報は本事業以外では使用しません。

事務局使用欄		
身分証確認 (第 5 条関係)	機器番号	返却期限
免許証 ・ パスポート 保険証 ・ その他 ()		令和 年 月 日

機器使用にあたっての注意事項

- ※1 分電盤（ブレーカー）が家庭用单相3線式又は单相2線式であり、かつ遮断容量が75アンペア以内であることを確認してから使用してください。
- ※2 機器の貸出し及び返却にあたっては、本市の職員からの説明事項がありますので、環境衛生課（本庁4階）までお越しいただくことになります。
- ※3 機器の取り付けから取り外しまでの作業は、すべてご自身で行っていただきます。
- ※4 機器の使用中に発生する電気代や設置にあたって特に器具を用意された場合などの費用は、ご自身で負担してください。
- ※5 機器の使用により電気製品、パソコン等に不具合が生じた場合も、市は一切の責任を負いかねます。
- ※6 機器の管理は、万全の注意をもってしてください。万一、機器が動作しない、破損、紛失したなどの場合は、すみやかに環境衛生課に連絡し、その指示に従ってください。
- ※7 営利目的での使用、第3者への貸出、転貸、質入、処分、改造、塗装、装飾などは、しないでください。
- ※8 6、7の場合、使用者に現状に復していただく、又は現品により返還していただきます。
- ※9 3か月の使用期間終了後は、速やかに期限内（使用期間終了後10日以内）に環境衛生課までご持参ください。
- ※10 使用中に機器に記録されたデータ内容等は、個人を特定されない範囲で、省エネ・省CO₂活動等の啓発資料に活用させていただくことがありますので、ご了承ください。